

長湫南部土地区画整理事業地内の住所変更について

長湫南部土地区画整理組合の換地処分に伴い、その公告があった日の翌日〔平成25年10月12日（土）〕から長湫南部土地区画整理事業地内で字名及び地番が変更となります。これに伴い、対象地区にお住まいの皆様の住所が変更されることとなります。

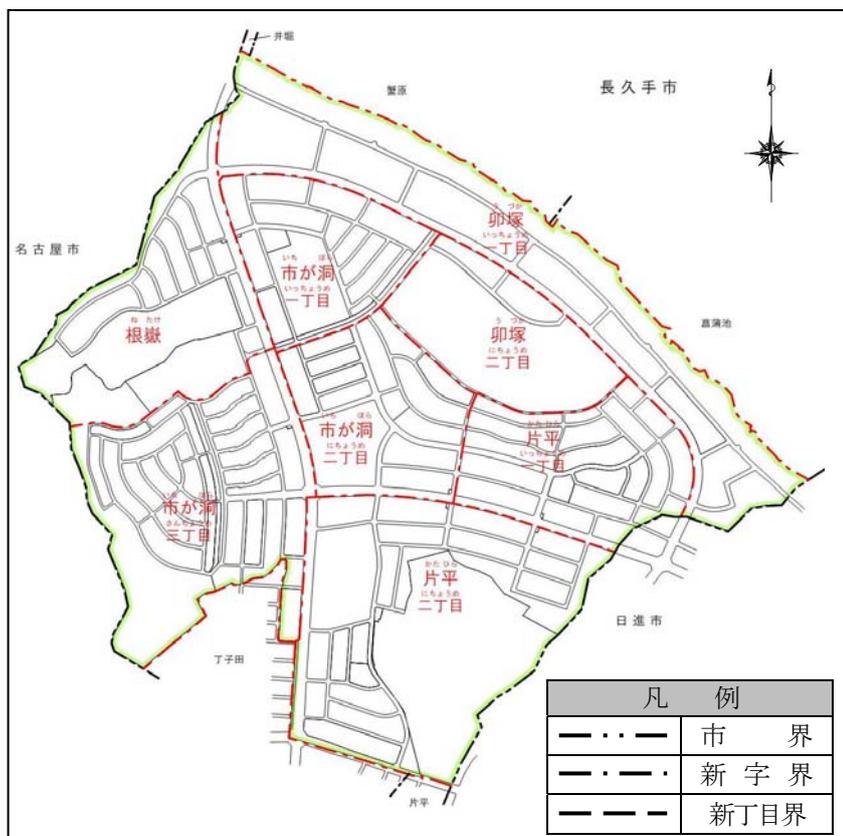
～ご注意ください～

登記事務の停止について

換地処分の公告の日の翌日から、土地区画整理事業による登記書換え作業が行われ、作業が終了するまで土地区画整理事業地内の登記事務が停止されます。

登記事務停止期間中は、土地区画整理事業地内の土地・建物の一般登記申請（登記事項証明書の発行、土地や建物の所有権移転登記、分筆・合筆登記、抵当権等の設定や抹消等の登記）ができなくなりますのでご注意ください（事務停止期間は、換地処分の公告の日の翌日から3・4か月程度です。）。

1 字名及び地番が変更となる区域



[住所変更内容]

(例) 市が洞小学校の場合

変更前	長久手市市ヶ洞44番地21
変更後	長久手市市が洞一丁目〇〇〇番地

[新郵便番号について]

新しい住所に対応する郵便番号は以下のとおりです。

新住所	新郵便番号
卯塚一丁目、二丁目	〒480-1145
片平一丁目、二丁目	〒480-1146
市が洞一丁目、二丁目、三丁目	〒480-1147
根嶽	〒480-1148

2 字名地番変更証明書について

住所が変更されたことを公的に証明する書類として、字名地番変更証明書を下記の窓口で無料で発行します。この書類は、登記等の所有者の表示変更登記や自動車運転免許証の変更など行っていただく際に必要となります。また、法人の所在地の変更証明書や上記以外の変更証明書についても下記の窓口で発行します。

必要となる変更証明書	発行窓口
個人の住所の変更証明書（字名地番変更証明書）	市役所市民課、Nピア
法人の所在地の変更証明書	市役所税務課
上記以外の変更証明書	市役所行政課

※ 字名地番変更証明書及び法人の所在地の変更証明書は、平成25年10月12日（土）の時点で、長久手市内に住民登録をしている方又は本市へ法人設立申告があり、閉鎖されていない法人に対してのみ発行されます。

※ 証明書申請の際には、本人確認できるもの（運転免許証など）をご持参ください。

3 住所変更に伴う各種住所変更手続について

土地区画整理事業地内の住所が変更されることに伴い、土地・建物等不動産の所有者の住所変更登記、免許証、各種証

書や許可証の住所変更手続きが必要な場合があります。

主なものについて、手続きの可否や手続き方法、問い合わせ先をまとめましたのでご確認ください。

① 市役所が新しい住所に書き換えるもの

住民票・印鑑登録・選挙人名簿などの住所欄、戸籍簿の本籍欄は、市役所において書き換えます。

② 法務局が新しい表示に書き換えるもの

不動産（土地・建物）登記記録の表題部の所在地番欄及び家屋番号欄については、法務局が職権で新しい字名・地番・家屋番号に書き換えます。

ただし、所有権登記名義人などの住所欄は、ご本人から申請があるまで変わりませんので、ご自身による住所変更登記が必要です。

なお、申請ができるのは事務停止期間解除後となります。

③ 実施区域内に住んでいる方がご自身で住所表示の変更手続きをしていただくもの

（このような） 事項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・届出先	（なにをもって） 提出書類等	（いつまでに） 手続きの期限
(1) 土地・建物等不動産の所有者の住所変更登記 ※字名地番変更証明書を添付することで、登録免許税が免除されます。	土地・建物登記記録における所有権の登記名義人	名古屋法務局名東出張所	・登記申請書 ・字名地番変更証明書 ・印鑑	期限はありませんので必要などきに手続きをしてください。
(2) 抵当権者などの表示変更登記	土地・建物登記記録における抵当権などの登記名義人			
(3) 会社などの法人の本店（主たる事務所）支店（従たる事務所）及び代表者等の住所変更登記	換地処分された結果それらに変更を生じた法人の代表者	名古屋法務局法人登記部門	・登記申請書 ・字名地番変更証明書 ・印鑑（法務局登録印に限る。）	できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
(4) 自動車運転免許証	免許証をお持ちの方	愛知警察署 運転免許試験場 Tel052-801-3211	・運転免許証 ・字名地番変更証明書	できるだけ速やかに変更手続きをしてください。
(5) 自動車車検証 （251cc以上バイクを含む。）	車検証をお持ちの方	中部運輸局愛知運輸支局登録担当 Tel050-5540-2046	・車検証 ・字名地番変更証明書 ・印鑑	愛知運輸支局に問い合わせのうえ、手続きをしてください。
(6) 軽自動車車検証 （バイクを除く。）	車検証をお持ちの方	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 Tel052-659-2311	・車検証 ・字名地番変更証明書 ・印鑑	愛知主管事務所に問い合わせのうえ、手続きをしてください。
(7) 軽自動車車検証 （126cc～250ccバイクに限る。）	車検証をお持ちの方	軽自動車協会 Tel052-659-1040	・車検証 ・字名地番変更証明書 ・印鑑	軽自動車協会に問い合わせのうえ、手続きをしてください。
(8) 古物営業許可証、古物市場主許可証、風俗営業許可証、銃砲刀剣類所持許可証の住所など警察が行う許可等		警察署		
(9) その他各種免許証、許可証	各種免許証、許可証をお持ちの方	免許、許可の届出をした関係機関	・各種免許証、許可証 ・字名地番変更証明書 ・印鑑など	関係機関に問い合わせのうえ、手続きをしてください。

事 項	該 当 者	申請・届出先	提出書類等	手続の期限
(10) 住民基本台帳カード	カードをお持ちの方	市役所市民課	カード	市役所にて新住所に裏書します。
(11) 在留カード及び特別永住者証明書(在留カード及び特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書)	外国人住民の方		在留カード及び特別永住者証明書(在留カード及び特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書)	
(12) 年金受給権者 ※厚生年金・共済年金に加入している方及びその扶養配偶者の方については、勤務先に住所の変更をお知らせください。	国民年金・厚生年金・障害基礎年金の受給者	市役所保険医療課 瀬戸年金事務所 Tel 0561-83-9044	住所変更届	速やかに変更手続をしてください。
	共済年金の受給者	各共済組合	各共済組合に確認してください。	各共済組合に問い合わせのうえ、手続をしてください。
(13) 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	市役所福祉課	・障害者手帳 ・字名地番変更証明書	速やかに変更手続をしてください。
(14) 特別児童扶養手当証書	証書をお持ちの方		・証書 ・印鑑 ・字名地番変更証明書	
(15) 児童扶養手当証書	証書をお持ちの方	市役所子育て支援課	・証書 ・印鑑 ・字名地番変更証明書	速やかに変更手続をしてください。
(16) 愛知県遺児手当	受給している方		・印鑑 ・字名地番変更証明書	

◎次の機関には、ご自身で連絡願います。

銀行口座、クレジットカード、生命保険、火災保険、携帯電話、燃料会社など、個人が所有・加入しているものについては、それぞれ対応が異なりますので、関係機関へお問い合わせください。

なお、旅券（パスポート）については、手続は必要なく、ご自身で旅券最終ページの「所持人記入欄」の現住所等を訂正していただければ結構です。

※以上、主なものについて記載しましたが、このほかにも法令等により届出を要するものは、それぞれの所定の手続をしてください。

④ その他

(1) 後日、市役所から新住所を記載した証書等を郵送します。

国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険標準負担額減額認定証、後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証、子ども医療費受給者証、障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、後期高齢者福祉医療費受給者証、介護保険被保険者証、介護保険負担限度額認定証

※10月12日以降、順次郵送しますが、新しい住所のものが届くまでの間、旧住所のものをご使用ください。

※自立支援医療受給者証(精神通院、更生医療、育成医療)は、次回の更新まで旧住所のままとします。

※障害福祉サービス受給者証、障害児通所支援受給者証は、次回の更新まで旧住所のままとします。

(2) 次の機関には、市役所から連絡します。

法務局、郵便局、警察署、消防署、中部電力、東邦ガス、NTT、中部水道企業団及びNHKについては、市役所から住所が変更する旨を伝えます。ただし、少しの間は、旧住所のままで通知等が届く場合がありますので、ご了承ください。なお、長期間にわたり旧住所で通知等が届く場合は、各事業所へ住所変更の手続をしてください。

(3) 住所変更の周知にご協力下さい。

土地区画整理事業地内に貸店舗、アパート、共同住宅等をお持ちの方は、変更後の住所をそれぞれ関係の方にお伝えください。

4 新住所通知はがきの無料配布について

新住所をお知り合いや、取引先等にお知らせする「字名地番変更のお知らせ」はがきを、長久手郵便局ゆうゆう窓口で配布しています。また、長久手郵便局へ電話で連絡すると自宅に配布されます。

このはがきを使って住所変更をお知らせする場合は、送料無料となりますので、ご活用ください。

(配布枚数)

対象	配布枚数
個人	50枚
法人(事業所)	100枚(上限3,000枚まで追加可能)

(「字名地番変更のお知らせ」はがきに対する問い合わせ先)

日本郵便株式会社 長久手郵便局 電話 0561-63-1721

5 市役所の問い合わせ先一覧

土地区画整理事業や住所変更等に関する問い合わせ先は、下記のとおりです。

字区域、字名について	行政課 0561-56-0605
土地区画整理事業について	区画整理課 0561-56-0623
個人の住所、戸籍について	市民課 0561-56-0607
法人の所在地について	税務課 0561-56-0608
国民健康保険、年金、医療について	保険医療課 国民健康保険、年金 0561-56-0618 医療 0561-56-0617
障害者手帳、特別児童扶養手当証書について	福祉課 0561-56-0614
介護保険について	長寿課 0561-56-0613
児童扶養手当証書、愛知県遺児手当について	子育て支援課 0561-56-0616

長久手市総務部行政課

電話 0561-56-0605

ファクシミリ 0561-63-2100